

いじめやその他の生徒指導上の問題に対応するため、いじめ問題対策委員会を設置する。

1 設置理由

学校生活において生徒指導部の指導範囲を著しく超えるような問題（例：いじめ、不登校、授業の騒乱状態など）が起きた際、迅速かつ適切に解決するため。また、解決した件について教職員間で共通理解を図り、事後の指導を円滑に行うことができるようにするため。

2 構成員

校長 教頭 生徒指導主任 PTA 会長・副会長 SC 学校運営協議会会長
会の進行は生徒指導主任が行う。

3 会議

毎朝、行われる職員連絡会等にいじめに係る、または通じると考えられる事案が報告された場合、随時開かれる。

4 指導の原則

- (1) 問題の発見、解決には早期に対応する。
- (2) 解決の方法は具体的に決定する。
- (3) 「問題」には、全教職員が、一致して当事者として対応する。
- (4) 「問題」が発生したら、「解決」を確認するまで、指導を継続する。
- (5) 「解決」の最終確認には、校長があたる。

5. 活動分野・方針

(1) いじめ

① 定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（引用：いじめ防止対策推進法 第2条）

② いじめの段階

本校では、いじめを次の5段階に分けて対応する。

レベル1 悪口を言われる、からかわれるなどの個人的、単発的なレベル

レベル2 仲間はずれにされる、無視されるなどの複数で行われる

レベル3 レベル2が継続して行われ、しかも叩く、蹴る等身体的苦痛を伴う行為が行われる

レベル4 いじめが原因で不登校になる。保護者または本人がいじめを苦に転校を検討し始める

レベル5 死を口にしたり、自傷行為に及ぶレベル

③ 対応の仕方

担任が発見したとき、子どもからの訴え、親からの訴えがあったときは、直ちに解決のために行動する。

いじめのレベルや児童生徒の実態に合わせて対応策を具体的に考える。また、必要に応じて市教育委員会や各専門機関など外部との連携を図る。

ア 担任は、その日のうちに生徒指導主任に概略を報告する。

イ 必要なときは、報告から24時間以内に会議を開き、方針を決め、行動を開始する。

ウ 5日以上たっても改善が見られないときには、別途具体的方針を立てる。

④ 対応の具体策

いじめは見えにくいものであり、早期に発見するために次のような配慮をする。

ア 全教職員による日常生活の観察

a 机を離す

b 授業中にはやし立てる。

c 仲間はずれにする。

d ○○菌などの言葉を言う。

e 物がなくなったり、壊れたりする。

イ 職員連絡会にて、報告を行う。

ウ 3日以上連続欠席、または週3日以上累積欠席は、生徒指導主任、教頭、校長に報告。

エ 3日以上連続欠席は、担任が家庭訪問を行う。

オ 未然防止に向けた生徒指導

小中一貫校の特色を活かし、縦割り班活動を取り入れる。そうすることにより高学年（中学生）はリーダーシップを培わせ、中・低学年（小学生）は憧れや尊敬の念をもたせ、思いやりの気持ちや社会性を育てる。

a 学校行事（運動会、文化祭）などで全校児童生徒が一緒になって演技や発表を行う。

b 給食や清掃活動を高学年（中学生）の指揮のもと行わせる。

⑤ いじめの解消の定義

ア いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3か月を目安）において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(2) 不登校

① 定義

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

② 対応策

不登校の対応は、発生直後と長期の二つに分ける。

ア 発生直後

a 家庭との連絡や全教員との情報交換を行い、不登校の原因を総合的に判断する。

b 早期に会議を開き、方針を決める。

イ 長期不登校

保健室登校、校長室登校など、その子にあった登校形態を考える。